

国の総量削減基本方針（伊勢湾）

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）は、なおその効力を有する。

1. 削減の目標

発生源別及び県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

		削減目標量	(参考) 平成21年度における量
	生活排水	71	81
	産業排水	56	57
	その他	19	20
	総量	146	158

表2 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

		削減目標量	(参考) 平成21年度における量
	岐阜県	37	39
	愛知県	82	90
	三重県	27	29
	総量	146	158

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
生活排水	4.4	4.7
産業排水	2.2	2.2
その他	4.9	4.9
総量	11.5	11.8

表4 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
岐阜県	3.1	3.2
愛知県	6.2	6.3
三重県	2.2	2.3
総量	11.5	11.8

(3) リン含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
生活排水	3.9	4.3
産業排水	2.5	2.5
その他	2.3	2.2
総量	8.7	9.0

表6 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
岐阜県	2.1	2.2
愛知県	4.9	5.0
三重県	1.7	1.8
総量	8.7	9.0

2．目標年度

目標年度は平成 26 年度とする。

3．汚濁負荷量の削減の方途

伊勢湾における水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 地域の実状に応じ、下水道整備を促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。
加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。
- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の取組実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。
また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、引き続き、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。
- (3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及び高度利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。
- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

4．その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- (1) 残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生の推進を図ること。
- (2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。
- (3) 浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進を図ること。
- (4) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずること。

(参 考)

伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量

- (1) 化学的酸素要求量について

平成21年度における総量	1 4 5 トン / 日
目標年度における総量	1 3 4 トン / 日
- (2) 窒素含有量について

平成21年度における総量	1 1 0 トン / 日
目標年度における総量	1 0 8 トン / 日
- (3) リン含有量について

平成21年度における総量	8 . 0 トン / 日
目標年度における総量	7 . 7 トン / 日

第7次水質総量削減に係る国の取組

No.	年月日	内 容
1	平成21年2月26日	環境大臣から中央環境審議会への諮問 「第7次水質総量削減の在り方について(諮問)」
2	平成22年3月31日	中央環境審議会から環境大臣への答申 「第7次水質総量削減の在り方について(答申)」
3	平成22年5月18日	環境大臣から中央環境審議会への諮問 「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について(諮問)」
4	平成23年1月17日	中央環境審議会から環境大臣への答申 「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について(答申)」
5	平成23年3月31日	環境大臣の告示 ・「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示」 ・「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示」 ・「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示」
6	平成23年6月15日	環境大臣、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定

発生源別の負荷量算定方法

項目	21年度実績		負荷量算定方法概略	
	上段:COD	中段:窒素 下段:りん		
生活系	下水処理場 (生活系)	11.5	総量規制対象事業場に対して実施した水質、水量に関するアンケート結果（以下負荷量アンケートという。）の水量（生活系）及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定	
		12.9		
		0.63		
	合併浄化槽	7.8		大規模（201人槽以上）は負荷量アンケート結果の水量及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定、小規模（200人槽以下）は処理人口に原単位を乗じて算定
		5.0		
		0.51		
	単独浄化槽	4.7		大規模（201人槽以上）は負荷量アンケート結果の水量及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定、小規模（200人槽以下）は処理人口に原単位を乗じて算定
		7.7		
		0.66		
	し尿処理場	0.1		負荷量アンケート結果の水量及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定
		0.1		
		0.01		
雑排水	27.2	処理人口に原単位を乗じて算定		
	4.5			
	0.59			
小計	51.3			
	30.2			
	2.40			
産業系	下水処理場 (産業系)	2.3	負荷量アンケートの水量（産業系）及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定	
		1.9		
		0.11		
	指定地域内 事業場	17.0		負荷量アンケートの水量及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定
		6.6		
		0.47		
	小規模事業場	5.7		水質汚濁防止法の届出水量に原単位を乗じて算定
		2.0		
		0.41		
	未規制事業場	3.5		製品出荷額等の統計値（活動量フレーム）から水量を推定し、原単位を乗じて算定
2.4				
0.31				
小計	28.5			
	13.0			
	1.30			
その他系	畜産系	1.3	点源（指定地域内事業場に該当する畜舎）分は産業系の指定地域内事業場と同様、面源（小規模又は未規制事業場）分は飼育頭数に原単位を乗じて算定	
		0.9		
		0.47		
	下水処理場 (その他系)	4.8		負荷量アンケートの水量（産業系）及び水質から各事業場ごとに負荷量を算定
		5.3		
		0.27		
	土地系	4.6		山林、水田等の土地区分ごとに面積を算出し、原単位を乗じて算定
		12.8		
0.27				
養殖系 (窒素、りん)	0.0	県水産課の収穫量等のデータを基に算定		
	1.1			
	0.31			
小計	10.6			
	20.1			
	1.32			
合計	90.5			
	63.3			
	5.03			